

○荒川区ふれあい館条例

平成 16 年 7 月 1 日

条例第 21 号

(設置)

第 1 条 区民の相互交流と自主的活動を促進することにより、福祉の増進と生活文化の向上に寄与し、もって心豊かな地域社会の形成を図るため、荒川区ふれあい館(以下「ふれあい館」という。)を設置する。

(事業)

第 2 条 前条に規定する目的を達成するため、区は、ふれあい館において次の事業を行う。

- (1) 乳幼児から児童、青少年、成人、高齢者まで、あらゆる世代の区民が生き生きと集い、ふれあいと相互交流の輪を広げる事業
- (2) 地域住民の自主的かつ主体的な活動を促進するための場の提供に係る事業
- (3) 遊び、文化、スポーツ、健康づくりその他の教養娯楽活動を通じて地域コミュニティの形成を図るための事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(名称及び位置)

第 3 条 ふれあい館の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第 4 条 ふれあい館の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて、区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 5 条 前条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他荒川区規則(以下「規則」という。)で定める書類を添付して区長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第 6 条 区長は、次に掲げる基準を総合的に審査し、ふれあい館の管理を行わせるに最適な団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定しなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、利用者に対する最適なサービスの確保に資するものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、ふれあい館の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、ふれあい館の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

2 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 7 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 2 条に規定する事業に関する業務
- (2) ふれあい館の施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(休館日)

第 8 条 ふれあい館の休館日は、次のとおりとする。ただし、区長が必要と認めるとき、又は指定管理者が必要と認め、区長が承認したときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 1 月 1 日から同月 3 日まで

(2) 12 月 29 日から同月 31 日まで

(開館時間)

第 9 条 ふれあい館の開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、区長が必要と認めるとき、又は指定管理者が必要と認め、区長が承認したときは、これを変更することができる。

(使用の承認)

第 10 条 ふれあい館を使用しようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認をするに際して、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の不承認)

第 11 条 区長は、前条第 1 項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

(1) 第 1 条に規定する目的に反すると認められるとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(3) ふれあい館の施設等をき損するおそれがあると認められるとき。

(4) ふれあい館の管理上支障があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に使用を不適當と認めるとき。

(使用料)

第 12 条 ふれあい館の施設の使用料は、別表第 2 のとおりとする。

(使用料の納付)

第 13 条 第 10 条第 1 項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、前条の規定による使用料を規則で定めるところにより前納しなければならない。

(使用料の減免)

第 14 条 区長は、規則で定めるところにより、第 12 条に規定する使用料の額を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 15 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 16 条 使用者は、使用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外に使用することができない。

(施設等の変更の禁止)

第 17 条 使用者は、ふれあい館の施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第 18 条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用条件に違反したとき。
- (3) 区長の指示に従わなかったとき。
- (4) 災害その他の事故によりふれあい館の使用ができなくなったとき。
- (5) 工事その他の都合により区長が特に必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第 19 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたとき、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者は、使用を終了したときは、使用したふれあい館の施設等を直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第 20 条 ふれあい館の施設等に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 21 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条、第 6 条、次項及び附則第 3 項の規定は公布の日から、使用の申請その他使用のために必要な準備行為に係る規定は公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成 16 年規則第 61 号で平成 16 年 8 月 31 日から施行)

2 別表第 1 に規定する荒木田ふれあい館及び西尾久ふれあい館(以下「荒木田ふれあい館等」という。)の供用開始の日は、区長が別に定める。

3 第 5 条及び第 6 条の規定の施行の日前になされた荒木田ふれあい館等の指定管理者の指定に関する手続は、第 5 条及び第 6 条の規定によりなされたものとみなす。

4 荒川区区民ひろば館条例(昭和 63 年荒川区条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

5 荒川区学童クラブの運営に関する条例(平成 10 年荒川区条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 16 年 12 月 15 日条例第 30 号)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の荒川区ふれあい館条例別表第 1 に規定する汐入ふれあい館及び東日暮里ふれあい館を利用するための手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

- 3 荒川区区民ひろば館条例(昭和 63 年荒川区条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 17 年 12 月 20 日条例第 62 号)

- 1 この条例は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 に規定する荒川山吹ふれあい館を利用するための手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成 19 年 7 月 9 日条例第 27 号)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条に 1 項を加える改正及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 に規定する西日暮里ふれあい館を利用するための手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成 21 年 7 月 3 日条例第 31 号)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 に規定する南千住駅前ふれあい館を利用するための手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成 22 年 3 月 19 日条例第 13 号)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 に規定する峡田ふれあい館を利用するための手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成 23 年 3 月 16 日条例第 16 号)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 に規定する南千住ふれあい館、町屋ふれあい館及び尾久ふれあい館を利用するための手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成 24 年 3 月 22 日条例第 21 号)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 に規定する石浜ふれあい館及び夕やけこやけふれあい館を利用するための手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成 24 年 12 月 13 日条例第 35 号)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 に規定する使用単位により荒川区ふれあい館を利用するための手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第 1 に規定する東尾久本町通りふれあい館及びひぐらしふれあい館を利用するための手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 荒川区区民ひろば館条例（昭和 6 3 年荒川区条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表第 1(第 3 条関係)

（一部改正〔平成 23 年条例 16 号・24 年 21 号〕）

名称	位置
石浜ふれあい館	東京都荒川区南千住三丁目 28 番 2 号
南千住ふれあい館	東京都荒川区南千住六丁目 36 番 13 号
南千住駅前ふれあい館	東京都荒川区南千住七丁目 1 番 1—208 号
汐入ふれあい館	東京都荒川区南千住八丁目 2 番 2 号
峡田ふれあい館	東京都荒川区荒川三丁目 3 番 10 号
荒川山吹ふれあい館	東京都荒川区荒川七丁目 6 番 8 号
町屋ふれあい館	東京都荒川区町屋一丁目 35 番 8 号
荒木田ふれあい館	東京都荒川区町屋六丁目 13 番 2 号
東尾久本町通りふれあい館	東京都荒川区東尾久二丁目 3 7 番 1 4 号
尾久ふれあい館	東京都荒川区西尾久二丁目 25 番 13 号
西尾久ふれあい館	東京都荒川区西尾久八丁目 33 番 31 号
東日暮里ふれあい館	東京都荒川区東日暮里一丁目 17 番 13 号
夕やけこやけふれあい館	東京都荒川区東日暮里三丁目 11 番 19 号
ひぐらしふれあい館	東京都荒川区東日暮里六丁目 2 8 番 1 5 号
西日暮里ふれあい館	東京都荒川区西日暮里六丁目 24 番 4 号

別表第 2(第 12 条関係)

（一部改正〔平成 24 年条例 35 号〕）

使用単位 施設の面積	午前	午後	午後	夜間
	午前 9 時から午前 12 時まで	午後零時 15 分から午後 3 時 15 分まで	午後 3 時 30 分から午後 6 時 30 分まで	午後 6 時 45 分から午後 9 時 45 分まで
50 平方メートル未満	600 円	600 円	600 円	600 円
50 平方メートル以上 100 平方メートル未満	900 円	900 円	900 円	900 円
100 平方メートル以上	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円

備考 使用単位をまたがって施設を引き続き使用する場合は、それぞれの使用料の額の合算額とする。